

# 高額介護合算療養費制度

## 1 高額介護合算療養費支給要件

後期高齢者医療制度における世帯内で、医療及び介護の両制度ともに一部負担金等がある世帯が対象となります。住基上の世帯内であっても、他の医療保険に加入している人との合算は行われません。

## 2 支給対象期間等

8月1日から翌年7月31日（以下「計算期間」という。）に支払った医療保険及び介護保険の自己負担額が対象となります。

支給計算は、7月31日（基準日）に加入する医療保険者が行います。なお、被保険者が計算期間中に死亡した場合は、死亡した日を基準日として計算します。

## 3 自己負担限度額（後期高齢者医療＋介護保険） 平成30年度分以降

所得区分	8月1日～翌年7月31日
現役並み所得の方	Ⅲ 212万円
	Ⅱ 141万円
	Ⅰ 67万円
一般的な所得の方	56万円
非課税世帯の方	Ⅱ 31万円
	Ⅰ 19万円（注）

注 介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円です。

※ 自己負担額とは、医療保険や介護保険が適用された分になります。

※ 医療保険では、入院時食事代、差額ベッド代等は自己負担額に含まれません。

※ 介護保険では、保険外の介護（予防）サービス、入所時の食費、居住費、特定福祉用具購入費、介護予防住宅改修費などは自己負担額に含まれません。

## 4 支給対象者

支給対象者へは、当広域連合から「高額介護合算療養費の支給申請のお知らせ」（以下「お知らせ」という。）を送付しています。法令の規定により対象年度ごと申請が必要です。

※ 計算期間中に当広域連合の被保険者資格を喪失（死亡、県外への転出、生活保護開始、障がい認定非該当）された方は、介護保険の自己負担額が把握できないため、「お知らせ」を送付していません。「お知らせ」が送付されない場合でも支給対象になると思われる場合、申請してください。

## 5 申請・相談窓口

同封の「お知らせ」表面記載の「申請受付窓口」にて申請してください。申請に際して持参するもの等については「お知らせ」裏面をご覧ください。

**裏面もご覧ください**

## 6 支給額

被保険者からの申請に基づき、医療保険上の世帯単位で、医療保険と介護保険の自己負担を合算した額（以下「世帯負担合計額」という。）が、自己負担限度額と比べて500円を超えた場合に、当該自己負担額を合算した額から自己負担限度額を控除した額が支給されます。支給金額は、それぞれの負担割合に応じて按分した額が支給されます。

$$\text{総支給額} = \text{世帯負担合計額} - \text{自己負担限度額}$$

$$\text{広域連合が支給する額} = \text{総支給額} \times \frac{\text{後期高齢者医療に係る一部負担金等の額}}{\text{世帯負担額合計額}}$$

$$\text{各被保険者に支給される額} = \text{広域連合が支給する額} \times \frac{\text{各被保険者が負担した後期高齢者医療に係る一部負担金の額}}{\text{後期高齢者医療に係る一部負担金の額}}$$

## 7 計算例

所得区分：一般（自己負担限度額：56万円）

一部負担額	A 被保険者	B 被保険者	計
後期高齢者医療	400,000円	100,000円	500,000円
介護保険	50,000円	300,000円	350,000円
計	450,000円	400,000円	850,000円

(1) 世帯負担合計額 850,000円

(2) 総支給額 850,000円 - 560,000円 = 290,000円

(3) 支給内訳

後期高齢者医療 290,000円 × 500,000円 ÷ 850,000円 = **170,588円**

A 被保険者：170,588円 × 400,000円 ÷ 500,000円 = 136,470円

B 被保険者：170,588円 × 100,000円 ÷ 500,000円 = 34,118円

介護保険 290,000円 × 350,000円 ÷ 850,000円 = **119,412円**

A 被保険者：119,412円 × 50,000円 ÷ 350,000円 = 17,059円

B 被保険者：119,412円 × 300,000円 ÷ 350,000円 = 102,353円

◇ お問い合わせ

〒991-0041

山形県寒河江市寒河江字久保6番地

山形県後期高齢者医療広域連合

電話 0237-84-7100